

家族の異動や住所変更のとき

異動があったときは、必ず**14日以内**に保険証と印鑑を持って、所属労働組合で手続きしてください。

なお、本人確認として「**個人番号確認**（組合員と申請対象者全員のもの）」と「**身元確認**」書類の提示が必要です。



		こんなとき	手続きに必要なもの
家 族	増 加	転入してきたとき	世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの)
		他の保険をやめたとき	資格喪失証明書と 世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの)
		子どもが生まれたとき	世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの) ※組合員の子どもの場合は、出生届出済証明欄でも可
		生活保護の打ち切り	生活保護廃止通知書と 世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの)
		70歳以上の人	上記のそれぞれの書類の他に 住民税(非)課税証明書も必要
	減 少	転出したとき	転出証明書か、 転出した人の除票または世帯全員の住民票(続柄及び 個人番号の記載があるもの)
		他の保険に入ったとき	資格取得証明書か新保険証
		死亡したとき	死亡診断書か除票
		生活保護をうけるととき	生活保護決定通知書
		65歳以上で広域連合の 認定をうけたとき	後期高齢者医療制度の保険証
	修学のため、住所を移したとき	在学証明書、修学先の住民票	
	家族が新たに 組合員として加入するとき	加入の手続き(4頁参照)	
そ の 他	住所の変更	世帯全員の住民票(続柄及び個人番号の記載があるもの)	
	氏名の変更	戸籍抄本	
	保険証を紛失・破損	警察に届け出た届出受理番号・始末書、 破損の場合はその保険証	

※住民票・戸籍抄本は申請受付時点で3ヵ月以内に交付されたもの

※外国籍の人を含む世帯の場合は、住民票に「国籍、在留資格、在留期間・期限」の記載も必要

※社会保険など他の保険に加入された場合や、転出などで住民票が別になった場合は、すみやかに資格喪失の手続きが必要となります。喪失届出が加入月もしくは転出月を含めて3ヵ月を超えた場合は1ヵ月につき保険料相当額の過怠金を徴収します。(規約第62条より)

※75歳になると、自動的に建設国保の資格がなくなり、「後期高齢者医療制度」に資格が移ります。
(19頁参照)